



2023年7月19日

各位

会社名株式会社ヘリオス
代表者名代表執行役社長 CEO 鍵本忠尚
(コード番号：4593 東証グロース)
問合せ先執行役 CFO リチャード・キンケイド
(TEL：03-4590-8009)

第三者割当による新株式及び第21回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2023年7月19日（以下「発行決議日」といいます。）開催の当社取締役会において、Maven Investment Partners Ltd（以下「Maven」といいます。）、CVI Investments, Inc.（以下「CVI」といいます。）、Panview Asian Equity Master Fund（以下「Panview」といいます。）、Gemseki 投資事業有限責任組合（以下「Gemseki」といいます。）、Benjamin Ferguson 氏（以下「Benjamin Ferguson」といいます。）、James Paradise 氏（以下「James Paradise」といいます。）、鍵本忠尚氏（以下「鍵本忠尚」といいます。）及びリチャード・キンケイド氏（以下「リチャード・キンケイド」といいます。）、Maven、CVI、Panview、Gemseki、Benjamin Ferguson、James Paradise、鍵本忠尚及びリチャード・キンケイドを個別に又は総称して以下「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当による新株式（以下「本株式」といいます。）及び第21回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。、本株式とあわせて、以下個別に又は総称して、「本証券」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）、並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする、本日付の本証券に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）の締結を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<本株式発行の概要>

(1) 払込期間	2023年8月7日から2023年8月9日（注）
(2) 発行新株式数	普通株式 10,879,400 株
(3) 発行価額	1株当たり 276 円
(4) 調達資金の額	3,002,714,400 円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(6) 割当予定先	Maven 6,086,900 株 CVI 2,800,000 株 Panview 543,400 株 Gemseki 181,100 株 Benjamin Ferguson 362,300 株 James Paradise 362,300 株 鍵本忠尚 362,300 株 リチャード・キンケイド 181,100 株
(7) その他	(1)本買取契約において、本証券の発行については、以下の内容が定められています。割当予定先への割当を予定する本証券の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。 ① 本買取契約に定める当社の表明保証が真実かつ正確であり、当社が本買取契約に定める誓約事項を遵守していること ② 当社が本買取契約に違反していないこと

	<p>③ 本証券の発行を制限又は禁止する司法機関又は行政機関に係属中の申立て、訴訟又は手続がないこと</p> <p>④ 本証券の発行を制限又は禁止する司法機関又は行政機関の判断がなされておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと</p> <p>⑤ 独占禁止法その他の法令又は規則に基づき本証券の発行に必要な同意、認可、命令、承認、決定、待期間の満了若しくは終了又は宣言は全て取得されている</p> <p>⑥ 金融商品取引法による届出の効力が発生していること</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権を保有する主要投資家（以下に定義する。）が存在する場合に、本買取契約に定める行使価額等修正可能証券（第三者割当により発行された、当社普通株式の時価等を基に行使価額が修正される新株予約権等）を発行する場合、当該主要投資家との関係で、以下の手続に従うものとする。</p> <p>① 当社は、本株式のうち 2,750,000 株以上を取得した投資家（以下「主要投資家」という。）に対して、行使価額等修正可能証券を発行する意図を通知する。主要投資家の全てが当該通知を受領した日の翌日（同日を含む。）から起算して 15 日間の間（以下「当初交渉期間」という。）、当社及び主要投資家は、かかる行使価額等修正可能証券の発行について誠実に協議を行う（この間、当社は他の投資家と同様の協議をしてはならない。）。当社は、その主要な発行条件について、当該期間中に主要投資家との間で合意に達すれば、行使価額等修正可能証券の割当てを希望する主要投資家に対して、かかる主要投資家が当初取得した本株式の数に比例した割合により、当該合意に従った条件で行使価額等修正可能証券及びそれと同時に発行されるその他の証券を割り当てる。</p> <p>② 当社は、検討中の行使価額等修正可能証券の発行に係る主要な条件について主要投資家との間で上記①の協議に基づき合意に達しない場合、当初交渉期間経過後 45 日間の間、主要投資家以外の他の投資家（以下「第三者投資家」という。）との間での資金調達を検討することができる。かかる 45 日間の間、当社は、以下に定める証券の内容に応じて、以下に定める条件に従って資金調達を行うことができる。但し、第三者投資家との間で合意される資金調達の条件は、当初交渉期間中に主要投資家からなされたいずれの資金調達の提案よりも全体として見て経済的に当社にとって有利でなければならず、また、上記 45 日間の間に、当社が第三者投資家との間の資金調達を決定する執行役会又は取締役会の決議をするに至らなかった場合に、当社が行使価額等修正可能証券を発行するには、再度上記①に基づく手続からやり直す必要がある。</p> <p>(ア) 発行する証券に MSCB 等（以下に定義する。）が含まれない場合当社が本（ア）に基づき第三者投資家との間で資金調達条件の合意に達した場合、当社は、当該投資家に対して、発行する証券の合計数のうち最大 30%に相当する証券を割り当てることができる。残りの証券については、当該割当てに参加する意図を当社に通知した主要投資家に対して、かかる主要投資家が当初取得した本株式の数に比例した割合で割り当てられる。主要投資家の中で、割当てを希望しな</p>
--	--

い者がいる場合、当該主要投資家が割当ての権利を有していた証券については、残りの主要投資家と第三者投資家が半分ずつ割当てを受ける権利を有する（すなわち、残りの主要投資家は、割当てを希望しない主要投資家が割当ての権利を有していた証券のうち少なくとも50%について割当てを受ける権利を有し、かかる残りの主要投資家が権利を有する証券は、残りの主要投資家の間でそれぞれが当初取得した本株式の数に比例した割合で割り当てられる。但し、当社は、残りの主要投資家から書面の同意を得た場合、第三者投資家に対して50%を超えて割り当てることができる。なお、かかる同意は不合理に留保されない。）。なお、本項において、「MSCB等」とは、行使価額等修正可能証券のうち、6か月間に1回を超える頻度で、当社普通株式の時価等を基に行使価額等の修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。

(イ) 発行する証券に MSCB 等が含まれる場合

当社は、当社が選択可能なあらゆる資金調達スキームの中で、本(イ)に基づく設計が最も当社にとって有利である場合に限り、本(イ)に基づく設計を選択することができる。この場合、当該 MSCB 等に係る資金調達の条件や割当先に制約はないが（但し、当該 MSCB 等を複数の投資家に割り当ててはならない。）、当社は、当該 MSCB 等の発行と同時に、当該 MSCB 等の割当先とならない主要投資家に対して、本買取契約に定める条件で発行される新株予約権（以下「追加ワラント」という。）を割り当てるものとする。なお、かかる資金調達に際して、当社は、当該 MSCB 等に係る潜在株式数と追加ワラントに係る潜在株式数の割合が 7 : 3（但し、本(イ)末尾に記載される但書が適用される。）となるようにするため、主要投資家に対して追加ワラントの割当てを受ける権利を与える。主要投資家は、本(イ)に基づく MSCB 等の発行時点においても本新株予約権の保有を継続しており、かつ当該 MSCB 等の割当先ではない場合、かかる主要投資家が当初取得した本株式の数に比例した割合で追加ワラントの割当てを受ける権利を有する。主要投資家のいずれかが上記の条件を満たさず権利を有していない場合、又は割当てを希望しない場合、かかる主要投資家の割当てを受ける権利は失効し、かかる自身の権利が失効した主要投資家が割当ての権利を有していた追加ワラントは、引続き割当ての権利を有する他の主要投資家の間で、当該主要投資家がそれぞれ当初取得した本株式の数に比例した割合で割り当てられる。但し、割当ての権利が失効した主要投資家が当該 MSCB 等の割当先となる場合、かかる権利が失効した主要投資家が割当ての権利を有していた追加ワラントは権利を有する他の主要投資家に割り当てられることなく、失効する。

(3) 当社は、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の 9.9%を上回るような取引等を行わない旨を盛り込んでおります。

	また、本買取契約においては、「7. 割当予定先の選定理由等 (5) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。
--	---

(注) 払込期間とした理由は、割当予定先に国外に所在する投資家が含まれていることに鑑み、払込みに係る決済に何らかの支障が生じた場合に備えるためです。なお、申込期日は2023年8月4日であり、払込みに係る決済に比して申込みに支障が生じることは想定しにくいいため、申込期間は設けておりません。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2023年8月7日
(2) 払 込 期 日	2023年8月9日 (注1)
(3) 発行新株予約権数	108,794 個
(4) 発 行 価 額	総額 43,517,600 円 (本新株予約権 1 個当たり 400 円)
(5) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 10,879,400 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株) 行使価額の修正は行われません。
(6) 調達資金の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	3,742,513,600 円 (注2)
(7) 行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額 340 円 行使価額の修正は行われません。
(8) 行 使 期 間	2023年8月10日から2028年5月9日まで
(9) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(10) 割 当 予 定 先	Maven 60,869 個 CVI 28,000 個 Panview 5,434 個 Gemseki 1,811 個 Benjamin Ferguson 3,623 個 James Paradise 3,623 個 鍵本忠尚 3,623 個 リチャード・キンケイド 1,811 個
(11) そ の 他	(1) 本買取契約においては、本証券の発行について、上記「<本株式発行の概要> (7) その他」に記載の内容が定められています。 (2) また、本買取契約においては、本新株予約権の譲渡 (但し、Bank of America、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除きます。) には、当社執行役員会又は取締役会の承認が必要である旨が定められています。 (3) 加えて、本買取契約においては、「7. 割当予定先の選定理由等 (5) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。

(注1) 払込期日を割当日よりも後にした理由は、割当予定先に国外に所在する投資家が含まれていることに鑑み、払込みに係る決済に何らかの支障が生じた場合に備えるためです。なお、申込期日は2023年8月4日であり、払込みに係る決済に比して申込みに支障が生じることは想定しにくいいため、申込期間は設けておりません。

(注2) 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「＜資金調達目的＞」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由（他の資金調達方法との比較）」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、割当予定先との間で協議を進めてきた下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載された本証券の発行（以下「本資金調達」といいます。）は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由（本資金調達の特徴）」に記載のメリットがあることから、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由（本資金調達の特徴）」に記載の留意点に鑑みても、本資金調達が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本資金調達を行おうとするものであります。

＜資金調達の目的＞

当社は『生きる』を増やす。爆発的に。」というミッションを掲げ、幹細胞（注1）技術をもって、世界中の難治性疾患の罹患者に対して新たな治療法による治癒と希望を届けるべく、事業を進めております。iPS細胞（注2）を培養・分化誘導して作製した人体組織と近似の機能を持つ再生医療等製品の開発を行うiPSC再生医薬品分野に加えて、2016年1月より当社の事業ポートフォリオの新しい柱となる体性幹細胞再生医薬品（注3）分野の両分野において開発を推進しております。

体性幹細胞再生医薬品分野においては、2016年1月に米国Athersys, Inc.（以下「アサシス社」といいます。）とライセンス契約を締結し、同社の開発する幹細胞製品MultiStem®（当社開発コード：HLCM051（注4））を用いた日本国内における脳梗塞急性期に対する治療薬の開発・販売権を取得したことにより、同分野の取り組みを開始しております。さらに2018年6月にはMultiStem®に関して複数の独占の開発・販売権を獲得し、そのうち、日本国内における急性呼吸窮迫症候群（ARDS:Acute Respiratory Distress Syndrome）（注5）に対する治療薬の開発を進めております。

まず、脳梗塞急性期に対する治療薬ですが、有効性及び安全性を検討するプラセボ対照二重盲検（注6）第Ⅱ/Ⅲ相試験（注7）（治験名称：TREASURE試験（注8））を実施しております。2022年3月末に、全ての治験登録患者の投与後365日後データの収集が完了し、2022年5月にはTREASURE試験結果に関する速報値を公表しました。本速報では、主要評価項目においては未達であったものの、脳梗塞患者の日常生活における臨床的な改善を示す複数の指標を通じて、全般的に1年後の患者の日常生活自立の向上が示唆されました。この結果を受け、当社がライセンス契約を締結しているアサシス社は、米国・欧州で同じ薬剤を使用している脳梗塞急性期の治験（治験名称：MASTERS-2試験）の主要評価項目を投与後90日から365日に変更する等について米国FDA（Food and Drug Administration）と協議し、2023年3月に要請が受理されました。この合意を受け、当社はTREASURE試験の今後の方針について、米国での治験データの活用やグローバル治験であるMASTERS-2試験への参加も含め独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と更に相談を進めております。なお、脳梗塞急性期を対象としたHLCM051は、2017年2月に先駆け審査指定制度（注9）の対象品目に指定されております。

また、ARDSに対する治療薬については、肺炎を原因疾患としたARDS患者を対象に、有効性及び安全性を検討する第Ⅱ相試験（治験名称：ONE-BRIDGE試験（注10））を実施し、2021年3月に患者組み入れを完了いたしました。2021年8月及び11月に、ONE-BRIDGE試験におけるHLCM051投与後90日及び180日の評価項目のデータの一部を発表し、有効性及び安全性について良好な結果が示されましたが、2022年3月のPMDAとの協議において、本製品の有効性及び安全性に関する一定の合意が得られたものの、今後のARDSを適応症とした承認申請にあたっては、当社が提案した申請データパッケージに加えてデータ補強が必要との助言を受けました。その後、PMDAとの継続的な協議を経て、PMDAと追加試験に関する相談を実施し、データ補強に必要な臨床試験の概要についての合意が得られるとともに、大量生産が可能となる三次元培養法によって製造された治験製品を用いることの合意が得られ、現在治験開始に向けた準備を開始しております。加えて、本治験を推進する体制準備にあたって、2022年12月に三菱UFJキャピタル株式会社（以下「三菱UFJキャピタル」といいます。）との間で、将来的にARDSに対する治療薬の開発に対する助言と開発費の拠出を目的とする新会社設立、及び当社と新会社間の共同開発契約締結に向けた基本合意書を締結いたしました。加えて、2023年7月に、Saisei Ventures LLC（以下、「サイセイベンチャーズ」といいます。）が運営するファンドから子会社である株式会社プロセルキュア（2023年7月設立予定）に対して10億円以上の出資の検討を行うこと、及びサイセイベンチャーズが本子会社の補助金を活用した資金調達等に関するサポートを行うことについて、

当社と基本合意書を締結しております。なお、三菱 UFJ キャピタルからの出資について、同社との基本合意書自体の変更は現時点で行われておらず、サイセイベンチャーズの運営するファンドからの合計 10 億円以上の出資に加えて、本子会社へ出資することの協議を継続しております（出資金の規模は未定）。また、ARDS を対象とした HLCM051 は、2019 年 11 月に希少疾病用再生医療等製品（注 11）として指定されております。

iPSC 再生医薬品分野においては、遺伝子編集技術を用いた免疫拒絶（注 12）のリスクの少ない次世代 iPSC 細胞、ユニバーサルドナーセル（Universal Donor Cell:以下「UDC」（注 13）といます。）を用いた新たな治療薬の研究、ナチュラルキラー細胞（以下「NK 細胞」（注 14）といます。）を用いた次世代がん免疫に関する研究、その他眼科分野及び肝疾患分野での研究開発を進めております。

まず、iPSC プラットフォームとして、UDC に関する研究を進めております。患者の免疫細胞に認識されにくい iPSC 細胞を作製することで拒絶反応を抑制し、有効性及び安全性を高めた再生医療等製品を開発するための次世代技術プラットフォームの開発を目指しております。2020 年 10 月にはヒトへの臨床応用も可能なレベルの臨床株が完成し、適応疾患を含む具体的な臨床応用に向けた研究を進めております。例えば、UDC から視細胞への分化誘導に加え、国立国際医療研究センターとの共同研究において UDC から膵臓β細胞（注 15）への分化誘導を確認しています。新たな治療薬の研究や細胞置換を必要とする疾患に対するさらなる治療法の研究を目的に、国内外の企業・研究機関 10 社以上に UDC や iPSC 細胞を提供し様々な疾患への適応可能性について評価を実施しています。

がん免疫に関する研究については、遺伝子編集技術により特定機能を強化した他家 iPSC 細胞由来の NK 細胞（以下「eNK[®]細胞」といいます。）を用いて、固形がんを対象にしたがん免疫療法の研究を進めております（当社開発コード:HLCN061）。これまで当社グループが培ってきた iPSC 細胞を取り扱う技術及び遺伝子編集技術を用いることで、殺傷能力を高めた NK 細胞を大量かつ安定的に作製することによる、次世代がん免疫療法を創出すべく自社研究を進めております。本分野では、2020 年 6 月には、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」といいます。）と、eNK[®]細胞が抗腫瘍効果を発揮する固形がんの特徴を明確にすることを目的とした共同研究を開始しました。2021 年に共同研究の成果として、複数のがん種（膵臓がん、乳がん、肺がん、中皮腫）に由来する患者腫瘍組織移植片（PDX: Patient-Derived Xenograft）において eNK[®]細胞が認識する標的タンパクの発現を確認しました。この共同研究の成果をもとに次のステップとして、2022 年 5 月より国立がん研究センターが保有する PDX マウスを用いて eNK[®]細胞の抗腫瘍効果等の評価を進めております。また、2021 年 12 月に、国立大学法人広島大学大学院と肝細胞がんに対するがん免疫細胞療法に関する共同研究契約を、2022 年 6 月には、兵庫医科大学と中皮腫に対するがん免疫細胞療法に関する共同研究契約をそれぞれ締結し、様々な疾患候補における eNK[®]細胞の抗腫瘍効果の評価等を進めております。さらに、当社は eNK[®]細胞の研究により得られた研究結果の一部を、2023 年 2 月第 22 回日本再生医療学会総会、同年 5 月第 26 回米国遺伝子・細胞治療学会総会にて発表致しました。加えて、eNK[®]細胞の三次元培養による効率的かつ安定的な大量生産法を確立し、神戸医療イノベーションセンター内に、2022 年 7 月、当社の自社管理による CPC（細胞加工製造用施設:Cell Processing Center）が本稼働し、eNK[®]細胞の治験製品の製造に向けた試作製造に着手しております。現在、eNK[®]細胞を用いた治験の開始を目指し、PMDA との相談を進めています。さらに、2023 年 7 月には、eNK[®]細胞の研究・開発を加速することを目的に、サイセイベンチャーズと、今後新たに設立する予定の当社子会社に対してサイセイベンチャーズが運営するファンドから最大 20 億円の出資の検討を行うこと、及びサイセイベンチャーズが本子会社の補助金を活用した資金調達等に関するサポートを行うこと等について基本合意書を締結いたしました。

当社は、eNK[®]細胞を用いた治療薬開発にむけた早期の治験開始を目指すと共に、次世代 eNK[®]細胞として CAR-eNK[®]細胞の研究を進めております。CAR（キメラ免疫受容体:Chimeric Antigen Receptor）とは、遺伝子編集技術を用いて工学的に作成される人工の受容体で、細胞表面に抗原を発現しているがん細胞と結合することで自らを活性化し、結合したがん細胞を攻撃し、死滅させることができます。当社では、本特徴を有した CAR-eNK[®]細胞は、次世代 eNK[®]細胞として新たな治療薬になりうる重要な技術と期待しております。

眼科分野での研究開発としては、住友ファーマ株式会社との共同開発体制のもと、iPSC 細胞由来網膜色素上皮（RPE）細胞を用いた治療薬開発に関して、2023 年 5 月に網膜色素上皮裂孔（注 16）を対象とした治験計画届を PMDA に提出いたしました。6 月には、PMDA による 30 日調査が完了し、網膜色素上皮裂孔の患者を対象とする第 I / II 相試験を開始いたしました。本共同開発体制のもと、今後は、治験実施医療機関の選定、治験実施医療機関との契約締結等の準備が整い次第、被験者の登録を開始す

る予定です。

その他、肝疾患分野での研究開発としては、機能的なヒト臓器をつくり出す3次元臓器（開発コード：HLCL041）を用いた治療法開発に向けた研究を進めており、2022年4月より、国立大学法人東京大学医科学研究所再生医学分野と、肝疾患に対する肝臓原基（注17）を用いた治療法の実用化に向け、UDCを用いた肝臓原基の製造法確立を目的とした共同研究を進めてまいりました。2023年2月には、開発のさらなる加速のため、当社からカーブアウトした上でベンチャーキャピタル等の外部パートナーと共同で研究開発を推進する方針を決定いたしました。

以上のように、当社は、国内外においてパイプライン開発や新規技術開発、アライアンスの強化を積極的に実施しており、当社グループの2022年12月期通期の経営成績は、売上収益は90百万円（前期比120.1%増）、営業損失は5,179百万円（前年度5,384百万円の営業損失）となりました。売上収益は主に実施許諾契約等に基づく契約一時金及びマイルストーン収入に関するものであり、2022年12月期は当社におけるUDCの提供等もあり、前期比で増加しました。また、体性幹細胞再生医薬品分野における脳梗塞急性期及びARDSに対する治療薬、iPSC再生医薬品分野におけるがん免疫療法を中心としたパイプラインを進捗させるための研究開発費の計上等により営業損失は5,179百万円となり、営業活動によるキャッシュ・フローは4,601百万円の支出となりました。当社グループは2023年3月31日現在で7,148百万円の現金及び現金同等物を保有しておりますが、製品の上市までは引き続き損失が計上される見込みであり、両分野における研究開発を継続的に進捗させていくために、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の①HLCM051の開発資金、②eNK®細胞及び次世代eNK®細胞の研究開発資金、③社債の償還資金、④運営資金に関する資金需要が今後見込まれることから本資金調達を行うことを決定いたしました。

このうち、①HLCM051の開発資金に関連して、「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載のとおり、有償一般募集（海外募集による新株式の発行）により調達した資金のうち「HLCM051」の製造販売承認を見据えた、商用製造の体制構築に係る費用約20億円は、現時点において約16億円を充当し、商用製品の製造候補先へ製造方法の技術移転、製造候補先での製造プロセス検証等の準備をすすめてまいりました。承認申請に向け今回新たに実施する予定の臨床試験においては生産効率の向上にむけ従来製造法とは異なる大量生産が可能となる三次元培養法によって製造された治験薬を利用する予定です。そのため、商用製造に向けた製造準備として製造委託先への本技術に関する技術移転等を要する予定であり、引き続き未充当額である約4億円は製造委託先での商用製造の体制構築に係る費用として充当することとしております。また、②eNK®細胞及び次世代eNK®細胞の研究開発資金に関連して、同じく「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載のとおり、第三者割当による第18回新株予約権の発行の一部はこれまでeNK®細胞を用いたパイプラインの前臨床試験に約2億円充当しており、第三者割当による新株式の発行により調達した資金95百万円とあわせて計画どおり残額を充当し、eNK®細胞を用いた治験開始に向けた準備を進めていく予定です。

当社は、本資金調達を通して、当社のミッションである「『生きる』を増やす。爆発的に。」を実現し、一人でも多くの患者様に一刻も早く治療を届けられるよう、引き続き研究開発に邁進してまいります。なお、本資金調達による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

（注1） 幹細胞

自己複製能及び異なる細胞に分化する多分化能を有する細胞をいいます。幹細胞は限られた種類の細胞を生み出す体性幹細胞（間葉系幹細胞や造血幹細胞等）と、体の中のどの細胞にでも分化することができる多能性幹細胞（iPS細胞やES細胞等）に分類されます。

（注2） iPSC細胞

人工多能性幹細胞（induced pluripotent stem cell）の略。ヒトの皮膚の細胞等にいくつかの因子を導入することによって作製された、様々な組織や臓器の細胞に分化する能力を持った多能性幹細胞です。

（注3） 体性幹細胞再生医薬品

体性幹細胞は、体の中に存在し、複数の細胞に分化したり、過剰な炎症を抑えたりすることで、組

織や臓器を長期にわたって維持するために重要な細胞です。当社は、アサシス社が開発する、骨髄由来の幹細胞製品 MultiStem®を導入し、体性幹細胞を用いた再生医薬品開発を目指すパイプラインを導入しています。

(注 4) HLCM051

日本国内における体性幹細胞再生医薬品の開発パイプラインです。当社は 2016 年 1 月に、アサシス社と、同社の開発する幹細胞製品 MultiStem®を用いた脳梗塞に対する再生医療等製品の国内での開発・販売に関する独占的なライセンス契約を締結し、本パイプラインを導入しました。さらに 2018 年 6 月に同社との提携を拡大したことにより、日本における急性呼吸窮迫症候群に対する開発・販売ライセンスを取得し、開発を開始しました。

(注 5) 急性呼吸窮迫症候群 (ARDS)

ARDS は、単一の疾患ではなく、基礎疾患や外傷等によって好中球等の免疫系が過剰に誘発され、炎症を起こすことにより肺が傷害を受け肺水腫となり、その結果、重度の呼吸不全となる症状の総称です。ARDS 診療ガイドラインによると、死亡率は 30~58%と予後が非常に悪い病気です。ARDS に対する治療として、集中治療室で人工呼吸器を用いた呼吸管理を中心とする全身管理が行われます。但し、人工呼吸器の使用が長期化すると、患者の予後が悪くなることが知られています。そのため、ARDS はアンメットメディカルニーズ (未だ治療法のない疾患への医療ニーズ) が非常に高く、新たな治療の選択肢が望まれている疾患といえます。

(注 6) プラセボ対照二重盲検

プラセボ対照とは、臨床試験で「被験薬」(試験で調べたい薬剤)の薬効の有無を確認するにあたり、「被験薬」の薬効の比較のために「プラセボ」(偽薬)と比較することです。二重盲検とは、試験対象の薬や治療法等を、被験者、医師及び試験を実施する者も、被験者がどの治療に割り付けられたかを知り得ない状況下にて実施する試験方法です。薬効を評価する際に「被験薬」が投与された患者は「効果があるだろう」、投与されたプラセボだったため「効果はないだろう」というような先入観をなくし客観性を保つためにこの試験方法を選択します。

(注 7) 第 II/III 相試験

新薬開発のプロセスは、人を対象として有効性・安全性等を検証する「臨床試験 (治験)」を実施し、新薬申請承認を取得し、上市する流れとなっています。臨床試験は、安全性等をメインで確認する「第 I 相試験 (臨床薬理試験)」、有効性の有無を確認する「第 II 相試験 (探索的試験)」、そして第 II 相試験の有効性を検証する「第 III 相試験 (検証試験)」といった開発の相があります。そのため、第 II/III 相試験は探索的試験と検証試験を同一の臨床試験で実施するものです。

(注 8) TREASURE 試験

当社が実施する、日本国内における脳梗塞急性期に対する治療薬の開発を目指した第 II/III 相試験の試験名称です。

(注 9) 先駆け審査指定制度

革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品を日本で早期に実用化すべく、世界に先駆けて開発され、早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる医薬品等を指定し、各種支援による早期の実用化を目指す制度です。薬事承認に係る相談・審査における優先的な取扱いの対象となる等、迅速な実用化を図るものです。

(注 10) ONE-BRIDGE 試験

当社が実施する、日本国内における ARDS に対する治療薬の開発を目指した第 II 相試験の試験名称です。

(注 11) 希少疾病用再生医療等製品

対象患者数が日本国内において 5 万人未満であること、重篤な疾病であると同時に代替する適切な治療法がない等、医療上特にその必要性が高いもの等の条件に合致するものとして、厚生労働大臣が

指定する再生医療等製品です。本指定を受けることで、開発に係る経費の負担を軽減するため助成金やその他助言等を受けることができます。

(注 12) 免疫拒絶

他人の細胞や臓器を移植した場合、移植された細胞・臓器（移植片）が異物として認識され、移植を受けた患者本人の免疫細胞に攻撃・排除される反応です。

(注 13) ユニバーサルドナーセル（UDC）

UDC は、遺伝子編集技術を用い、移植による免疫拒絶反応を抑制できる他家 iPS 細胞です。通常、移植細胞は患者との HLA 型を一致させない場合には、免疫拒絶反応を起こします。そのため、移植時には免疫抑制剤の投与が必要となりますが、患者の負担も大きくなります。免疫抑制剤の投与を回避するためには、自らの細胞から作製する自家 iPS 細胞の使用が望ましいのですが、この作製には多くの時間と多額の費用が必要となります。当社の UDC は、他家 iPS 細胞から拒絶反応を引き起こす HLA 遺伝子を除去し、その細胞に免疫抑制関連遺伝子、及び安全装置としての自殺遺伝子を導入した、安全性の高い細胞医薬品の原材料となる細胞です。iPS 細胞本来の特長である無限の自己複製能力や、様々な細胞に分化する多能性を維持しながら、免疫拒絶を抑え安全性を高めた再生医療等製品創出のための次世代技術プラットフォームです。

(注 14) ナチュラルキラー細胞（NK 細胞）

NK 細胞は人間の体に生まれながらに備わっている防衛機構で、がん細胞やウイルス感染細胞等を攻撃する白血球の一種です。さらに白血球の分類においてはリンパ球に分類されます。NK 細胞を用いた治療の有効性としては延命効果、症状の緩和や生活の質の改善、治癒が期待されています。

(注 15) 膵臓β細胞

膵臓にあるランゲルハンス島を構成している細胞の一種で、血糖値に応じてインスリンを生産・分泌し、血液中の糖を調整しています。

(注 16) 網膜色素上皮裂孔

加齢黄斑変性等により網膜に破れができることにより、RPE 層が断裂、収縮し欠損し、視野の欠損や視力低下を引き起こす病態です。RPE が欠損しているが視細胞の機能が保たれている場合、色素上皮細胞移植での視力回復が期待されます。

(注 17) 肝臓原基

肝臓の基となる立体的な肝臓の原基。肝細胞に分化する前の肝前駆細胞を、細胞同士をつなぐ働きを持つ間葉系細胞と、血管をつくり出す血管内皮細胞に混合して培養することで形成されます。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本証券を割り当て、本株式については払込期間末日までに、本新株予約権については割当予定先による行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本日付で本買取契約を締結いたします。本買取契約においては以下の内容が定められています。

本新株予約権の買取りに係る条項

当社又は当社の重要な子会社が本買取契約に定める取引（当社又は当社子会社による総資産額の 50% 超の資産等の処分（但し、本買取契約に定める例外を除きます。）等）を行った場合等においては、割当予定先が本新株予約権への投資を行うにあたって当初想定した前提に重大な変更が生じることに鑑み、割当予定先が当社に要求した場合には、当社は本新株予約権を当該時点における合理的な価格として、本買取契約に定めるブラック・ショールズ価格（ブラック・ショールズ・モデルを用いて、当社普通株式の価格、ボラティリティ等を考慮して算出される価格）で買い取ることとされてい

ます。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 <資金調達の目的>」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討し、各割当予定先と協議を重ねた結果、本資金調達を実施することとなりました。

当社は、本資金調達方法の選択に際しましては、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達するという点を重要視しており、本株式の発行により可能となります。また、加えて本新株予約権の行使により資金を調達することを企図していますが、これにより希薄化のタイミングを一定程度分散させることができること、現状の株価水準よりも高い水準での行使価額を設定することにより、本株式以上の調達額が期待できることから今般の資金調達を選択いたしました。

また、本資金調達により、当社普通株式の価値に一定の希薄化が生じることとなりますが、既存株主の皆様には不相当な不利益を与えるものではなく、経営基盤の安定化と当社の将来的な企業価値の向上が期待され、結果として既存株主の皆様の利益向上につながるものと考えております。

(本資金調達の特徴)

[メリット]

- ① 本株式の発行により、証券の発行時に一定の資金を調達することが可能となります。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は10,879,400株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。
- ③ 本株式による調達資金及び本新株予約権による調達金額はいずれも資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。
- ④ 本新株予約権の行使価額は、割当予定先との交渉の結果、本株式の発行価額の123.5%に相当する金額(1円未満端数切下げ)に固定されており、修正条項が付されていない分、資金調達のスピード感や蓋然性は低くなりますが、現状の株価水準よりも高い水準での行使が期待できます。なお、本新株予約権の評価においては、下記「6. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 ②本新株予約権」に記載のとおり、本新株予約権の評価の第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(代表取締役CEO:野口真人、住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件(株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合に割当予定先による行使請求が均等に実施されること、割当予定先が権利行使により取得した当社株式を出来高の一定割合の株数の範囲内で直ちに売却すること等を含みます。)を設定しております。

[留意点]

本新株予約権については、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って追加の資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。

- (ア) 株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上追加の資金調達ができない仕組みとなっております。
- (イ) 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。また、本新株予約権の行使が一部にとどまることにより想定どおりの金額での資金調達を実現できない可能性があります。
- (ウ) 本新株予約権が行使された場合には、当社普通株式の価値に一定の希薄化が生じ、一度に大量に行使された場合には、希薄化の規模は大きくなります。
- (エ) 第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(他の資金調達方法との比較)

本資金調達では、行使価額が固定された本新株予約権と払込日に全額の調達が可能となる本株式を同時に発行することにより、株式価値の希薄化に配慮しつつ、調達予定額の一部につき現時点での確実な調達が可能とする設計としております。

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ③ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ④ 行使価額修正条項付の新株予約権には、様々な設計がありますが、その行使価額は下方にも修正される形が一般的です。行使価額修正条項付の新株予約権は行使の蓋然性が高まる一方、現状の株価水準よりも低い価格での行使がなされ、資金調達の金額が当初の予定を下回ることも珍しくありません。今般の資金調達に際しては、本株式の発行により当面必要な資金を調達しつつ、本新株予約権については現状の株価水準よりも高い価格に行使価額を設定・固定し、今後の株価の上昇を待って行使が行われることにより、追加的な資金調達を当初の予定どおりの金額規模で達成できます。このように、行使価額が下方修正されるタイプの修正条項付の新株予約権に比べて、想定どおりの金額での資金調達を実現できる可能性が高いという意味で、本新株予約権は当社の資金需要に合致した資金調達方法であると考えております。
- ⑤ いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。
- ⑥ 社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。また、現時点における当社の借入金の残高は30億円ですが、営業キャッシュ・フローがマイナスな状況であり、追加の借入は難しい状況であります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 払込金額の総額	
本株式の払込金額の総額	3,002,714千円
本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	3,742,513千円
・ 発行諸費用の概算額	30,000千円
・ 差引手取概算額	6,715,228千円

(注) 1. 上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、第三者委員会費用、価額算定費用、割当予定先の調

査費用、その他事務費用（有価証券届出書作成費用等）等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 6,715 百万円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由 <資金調達の目的>」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① HLCM051 の開発資金	1,000	2023年8月～2027年12月まで
② eNK [®] 細胞及び次世代 eNK [®] 細胞の研究開発資金	1,000	2023年8月～2027年12月まで
③ 社債の償還資金	1,500	2023年8月～2024年7月まで
④ 運営資金	3,215	2023年8月～2027年12月まで
合計	6,715	

- (注) 1. 当社は、本証券の払込み並びに本新株予約権の行使により調達した資金をすみやかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
2. 2023年7月19日現在、本証券の払込みにより調達する資金は③④に充当予定です。本新株予約権の行使により調達した資金は①②④に充当する予定ですが、現時点における優先順位はありません。本新株予約権の行使の有無は本新株予約権に係る新株予約権者の判断に依存するため、行使可能期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には助成金制度等の活用や別途の資金調達により対応する予定です。
3. 各目的に応じた資金規模はより多額の金額が必要になることも想定しており、目的毎の投資金額及び投資時期は偏り・変更が発生する可能性があります。

上記資金使途に係る詳細につきましては、以下のとおりです。

当社グループのようなバイオテクノロジー企業においては、研究開発費用の負担により開発期間において継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなる傾向があります。当社グループは2023年3月31日現在で7,148百万円の現金及び現金同等物を保有しておりますが、2022年12月期通期の営業損失は5,179百万円であり、損失が引き続き計上されている状況が続いているため、事業活動の維持・拡大のためには、新規に模索している提携先からの契約一時金及びマイルストーン収入や補助金の活用を実施するとともに資金需要に応じた資金調達を行う必要があります。

① HLCM051 の開発資金

当社は、体性幹細胞再生医薬品の開発パイプライン（開発コード:HLCM051）として、脳梗塞急性期ならびに ARDS を対象とした治療薬開発を進めております。

脳梗塞とは、脳に酸素と栄養を供給する動脈が閉塞し、虚血症状になることで脳組織が壊死する病気で、脳卒中には、脳出血と脳梗塞が含まれ、70～75%が脳梗塞と言われています。感覚障害や言語障害等壊死した部位により症状は異なりますが、後遺症を残し、65歳以上の寝たきりの37.9%、介護が必要になった者の21.7%が脳梗塞によるものと言われています。日本国内での脳梗塞発症患者数は、年間およそ23万人～33万人と推定され（総務省消防庁、厚生労働省資料等を基に当社推定を基に当社推定）、36時間以内に病院に到着する患者数は年間およそ6.2万人と推定されています（当社実施市場調査を基に推定）。

当社は、脳梗塞急性期に対する治療薬開発として、脳梗塞発症から18～36時間以内の患者を対象とした有効性及び安全性を検討するプラセボ対照二重盲検第Ⅱ/Ⅲ相試験（治験名称：TREASURE 試験）を実施し、2022年5月には TREASURE 試験結果に関する速報値を公表しました。本速報では、主要評価項目においては未達であったものの、脳梗塞患者の日常生活における臨床的な改善を示す複数の指標を通じて、全般的に1年後の患者の日常生活自立の向上が示唆されました。この結果を受け、当社がライセンス契約を締結しているアサシス社は、米国・

欧州で同じ薬剤を使用している脳梗塞急性期の治験（治験名称：MASTERS-2 試験）の主要評価項目を投与後 90 日から 365 日に変更する等について米国 FDA（Food and Drug Administration）と協議し、2023 年 3 月に要請が受理されました。この合意を受け、当社は TREASURE 試験の今後の方針について、米国での治験データの活用やグローバル治験である MASTERS-2 試験への参加も含め独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と更に相談を進めております。

脳梗塞急性期の治療薬開発に対しては、今後 PMDA との協議が進み、グローバル治験への参加により国内患者の組み入れを当社が担当する等あらたな開発費用を要する臨床試験を実施する可能性があります。その場合の開発費は本新株予約権の行使により調達する資金を充当し、脳梗塞急性期に対する治療薬の治験を推進する予定です。

ARDS とは、様々な重症患者に突然起こる呼吸不全の総称で、日本国内での ARDS 発症患者数は、年間およそ 28,000 人と推定されます（疫学データの発症率と人口統計の日本総人口を基に当社推定）。原因疾患は多岐にわたりますが、およそ 1/3 は肺炎が原因疾患で、新型コロナウイルス感染症の重症患者においても併発することが確認されています。生命予後を直接改善できる薬物療法は無く、人工呼吸管理による呼吸不全の対処療法が実施されますが、発症後の死亡率は全体の 30～58%（ARDS 診断ガイドライン 2016）である極めて予後不良の疾患で、生命予後を改善できる新規の治療法が望まれております。

当社は、ARDS に対する治療薬開発として、肺炎を原因疾患とした ARDS 患者を対象に、有効性及び安全性を検討する第Ⅱ相試験（治験名称：ONE-BRIDGE 試験）を実施し、2021 年に ONE-BRIDGE 試験における HLCM051 投与後 90 日及び 180 日の評価項目のデータの一部を発表し、有効性及び安全性について良好な結果が示されました。その後の PMDA との協議において、ARDS を適応症とした承認申請にあたっては、データ補強が必要との助言を受け、2023 年 2 月に PMDA と追加試験に関する試験概要についての合意が得られたことから、現在治験開始に向けた準備を開始しております。ONE-BRIDGE 試験において、臨床試験を通じた有効性及び安全性についての良好な結果が示されたことから、次の臨床試験に大きな期待を抱いており、当社パイプラインの中でも注力しています。

次の臨床試験を推進するために、株式会社プロセルキュア（以下、プロセルキュアと言います。）を 2023 年 7 月中に当社子会社として設立予定であり、その資金面に関しては、2023 年 7 月 6 日に、Saisei Ventures LLC（以下、サイセイベンチャーズと言います。）が運営するファンドからプロセルキュアに対して 10 億円以上の出資の検討を行うこと、及びサイセイベンチャーズがプロセルキュアの補助金を活用した資金調達等に関するサポートを行うことについて、当社と基本合意書を締結しております。なお、2022 年 12 月に三菱 UFJ キャピタル株式会社（以下「三菱 UFJ キャピタル」といいます。）との間で、将来的に ARDS に対する治療薬の開発に対する助言と開発費の拠出を目的とする新会社設立、及び当社と新会社間の共同開発契約締結に向けた基本合意書を締結していましたが、プロセルキュアは当該新会社に代わるものがあります。三菱 UFJ キャピタルからの出資について、同社との基本合意書自体の変更は現時点で行われておらず、サイセイベンチャーズの運営するファンドからの合計 10 億円以上の出資に加えて、プロセルキュアへ出資することの協議を継続しております（出資金の規模は未定）。プロセルキュアと当社で共同開発を進める予定であり、当社も一定程度の開発費の発生が見込まれることから、当社における開発資金へ本新株予約権の行使により調達する資金を充当します。

② eNK[®]細胞及び次世代 eNK[®]細胞の研究開発資金

がん疾患は、分子標的薬やがん免疫療法の登場により、その治療成績の向上が見られていますが、未だ治療効果の低い疾患領域であり、世界において主要な死因として、2020 年には約 1,000 万人が亡くなっています（世界保健機関）。日本においても死因の第 1 位であるがん疾患のうち、特に固形がんは、がんによる死亡原因の約 90% を占め（国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」（人口動態統計）2018 を基に当社推定）、新たな治療法の開発が期待されております。その中で、NK 細胞を用いた治療法は、NK 細胞が生体防御の最前線に位置して異物から体を守る自然免疫の中心的役割を果たし、がん細胞やウイルス感染細胞を攻撃する特徴を有することから、新しい細胞治療法として期待されております。

当社は、遺伝子編集技術により特定機能を強化した NK 細胞（eNK[®]細胞）を用いて、固形がんを対象にした独自のがん免疫療法の研究を進めております（当社開発コード：HLCN061）。自社研究の成果として、eNK[®]細胞の作製に成功するとともに、eNK[®]細胞が肺がんに対して抗腫瘍効果

を有することを細胞生着マウスモデルで確認しました。さらに、2021年12月より、国立大学法人広島大学大学院と、eNK®細胞を用いた肝細胞がんに対するがん免疫細胞療法に関する共同研究契約を締結し、eNK®細胞の肝細胞がんに対する抗腫瘍効果の評価を進めております。2022年5月より国立がん研究センターが保有するPDXマウス（PDXを移植されたマウス）を用いてeNK®細胞の抗腫瘍効果等の評価を進めております。2022年6月より、兵庫医科大学と、eNK®細胞を用いた中皮腫に対するがん免疫細胞療法に関する共同研究契約を締結し、eNK®細胞の中皮腫に対する抗腫瘍効果の評価を進めております。また、当社はeNK®細胞の研究により得られた研究結果の一部を、2023年2月第22回日本再生医療学会総会、同年5月第26回米国遺伝子・細胞治療学会総会にて発表致しました。このように、当社は、自社研究を中心としながらも、他の研究機関等との共同研究において各がん疾患領域の専門家の知見を活用しながら疾患モデルでのデータ取得を進めることで、eNK®細胞の標的となる適応症を選定する予定です。さらに、適応疾患や国と地域に応じて、様々な形での製薬企業等とのアライアンスを目指してまいります。開発パートナーが持つ研究開発力や臨床ノウハウの活用によりシナジーを発揮し、2025年度の治験届けの提出及び治験開始を目指しています。

加えて、当社は、次世代eNK®細胞としてCAR-eNK®細胞の研究を進めております。CAR（キメラ免疫受容体:Chimeric Antigen Receptor）とは、遺伝子編集技術を用いて工学的に作成される人工の受容体で、細胞表面に抗原を発現しているがん細胞と結合することで自らを活性化し、結合したがん細胞を攻撃し、死滅させることができます。当社では、本特徴を有したCAR-eNK®細胞は、次世代eNK®細胞として新たな治療薬になりうる重要な技術と期待し、基礎的研究を推進しております。

このように臨床試験の前段階におけるがん細胞に対する高い傷害活性等が確認されたeNK®細胞を用いた治験の準備を進めると共に、次世代eNK®細胞としてのCAR-eNK®細胞にもがん細胞への抗がん作用等のさらなる期待を抱き研究を進めております。以上の観点から、本新株予約権の行使により調達する予定の資金につきましては、治験実施に係る開発費用ならびに次世代eNK®細胞としてのCAR-eNK®細胞の研究費用として充当する予定であります。なお、「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載のとおり、eNK®細胞を用いたパイプラインの研究開発に係る費用を調達する資金の具体的な使途として、第三者割当による第18回新株予約権、第三者割当による新株式の発行を行っており、まずはこれらで調達した資金を優先的に充当後、本新株予約権の行使により調達する予定の資金を充当する予定です。また、当社とサイセイベンチャーズは、eNK®細胞を用いた治療薬の研究開発を加速させることを目的として、将来的に当社子会社を設立し、サイセイベンチャーズが運営するファンドから当該子会社に対して最大約20億円の出資を行うこと、及びサイセイベンチャーズが当該子会社の補助金を活用した資金調達等に関するサポートを行うこと等に関する基本合意書を締結しております。当該計画の進捗を見極めながら、当社グループのがん免疫に関する研究が効率的かつ効果的に行えるような体制の検討を進めてまいります。

③ 社債の償還資金

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債40億円は現時点で未転換であります。2024年7月に期日を迎えますが、現時点の転換価額と株価の状況を踏まえると転換される可能性が低いことから、本証券の払込みにより調達する資金のうち15億円を償還資金として充当予定です。なお、償還資金は現時点までに6.5億円を確保しております。

④ 運営資金

これまで調達してきた資金とあわせて、管理部門の人件費等の運営資金として充当予定です。運営資金は年間で約8億円の支出を見込んでおりますが、本証券の払込みにより調達する資金のうちの15.4億円及び本新株予約権の行使による調達資金により2027年12月までの運営資金を確保します。なお、今回の資金調達方法においては当初の見込み総額が調達できない可能性があることから、本新株予約権の行使が進捗せず十分な資金を調達できなかった場合には、追加の資金調達等を検討する可能性があります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本株式

本株式の発行価額は、発行決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（小数第3位を四捨五入）である306.27円を基準とし、当該金額の90%に相当する金額（1円未満端数切上げ）といたしました。

発行決議日の直前営業日における売買高加重平均価格を基準として採用することとしたのは、直近の売買高加重平均価格が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。終値ではなく売買高加重平均価格を用いるのは、割当予定先との協議の結果、より取引実態に近い平均的な約定値段として認知されている価格を用いることで、当社株式の価値をより適切に反映した発行価額を決定することができると考えたためです。

また、本株式の発行価額の決定方法は日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）に配慮していること、割当予定先は発行決議日から払込期間末日までの約3週間における株価下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、本株式の発行によって迅速かつ確実に資金調達を行うことで中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案したうえで、上記の発行決議日の直前営業日における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格に対するディスカウント率を含め、割当予定先とも十分に協議の上、本株式の発行価額を決定いたしました。

本株式の発行価額は、発行決議日の前営業日（2023年7月18日）における当社普通株式の普通取引の終値である301円に対して8.31%のディスカウント（小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、発行決議日の前営業日までの直前1か月間の当社普通株式の終値単純平均値である290円に対して4.83%のディスカウント、同直前3か月間の終値単純平均値である295円に対して6.44%のディスカウント、同直前6か月間の終値単純平均値である313円に対して11.82%のディスカウントとなる金額です。

なお、当社取締役代表執行役社長 CEO 鍵本忠尚及び当社取締役執行役 CFO リチャード・キンケイドによる本株式の引受は会社法第356条第1項第2号の利益相反取引に該当することから本株式の発行に関する両氏の利益相反に関する取締役会決議においては、両氏が取締役会決議に参加しない等当社と実質的な支配力を持つ株主との間の利益相反を回避するための措置を講じております。

また、鍵本忠尚とリチャード・キンケイドに割り当てる本株式の発行価額は、他の割当予定先と同様の発行価額といたしました。鍵本忠尚及びリチャード・キンケイドより本株式の発行につき他の割当予定先と同一の条件であれば本株式を引き受ける旨の提案があったところ、本第三者割当は大規模な第三者割当に該当するため相応の希薄化が生じる見込みであること、両氏が引き続き当社代表執行役社長 CEO、執行役 CFO として業績回復・経営改善に努める意向であること及び当社の現状の経営体制に鑑みると、今後も両氏が当社代表執行役 CEO、執行役 CFO として一定の株式持分を維持することが当社経営上望ましいと考えられること等を本株式の他の割当予定先とも協議の上、また、割当予定先のうち鍵本忠尚及びリチャード・キンケイドのみ発行決議日から払込期間末日までの約3週間における株価下落リスクを甘受しなければならないとする理由はない点及び他の割当予定先と同一条件とすることが迅速かつ確実な資金調達に資するという点に鑑み、本第三者割当においては、本株式の全ての割当予定先について同一の発行条件といたしました。

なお、当社監査委員会からは、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本株式の発行価額が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

(ア) 本株式の発行価額は、直近の当社株式の価値を表す客観的な値である発行決議日の直前営業日における売買高加重平均価格を基準としていること

- (イ) 発行決議日の直前営業日における売買高加重平均価格に対する 10%のディスカウント率も上記記載の事情に照らすと不合理であるとはいえないと評価することができること
- (ウ) 日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも配慮していること

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに依頼しました。当該算定機関と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、複数の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件（株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合に割当予定先による行使請求が均等に実施されること、割当予定先が権利行使により取得した当社株式を出来高の一定割合の株数の範囲内で直ちに売却すること等を含みます。）を設定しております。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（400 円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の払込金額を当該評価額と同額である 400 円とし、本新株予約権の行使価額は、本株式の発行価額の 123.5%に相当する金額（1 円未満端数切下げ）にしました。当初、主要投資家からの提案をもとに本株式の発行価額の 120%～130%の範囲にて当社と主要投資家との間で本新株予約権の行使価額に関する交渉が開始されましたが、本新株予約権の発行数、権利行使期間等もあわせて協議した結果、最終的に本株式の発行価額の 123.5%（1 円未満端数切下げ）とすることで合意し、他の割当予定先とも合意の上、決定しました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提（具体的な前提条件については上記をご参照ください。）として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社取締役代表執行役社長 CEO 鍵本忠尚及び当社取締役執行役 CFO リチャード・キンケイドによる本新株予約権の引受は会社法第 356 条第 1 項第 2 号の利益相反取引に該当することから、本新株予約権の発行に関する両氏の利益相反に関する取締役会決議においては、両氏が取締役会決議に参加しない等当社と実質的な支配力を持つ株主との間の利益相反を回避するための措置を講じております。

本新株予約権の発行価額は上記のとおり第三者算定機関の算定による新株予約権の評価額であり、これは合理的な公正価格であると考えられることから、鍵本忠尚とリチャード・キンケイドに割り当てる本新株予約権の発行価額についても他の割当予定先と同様の発行価額であることは妥当であると判断し、また発行条件も同一としております。

なお、当社監査委員会からは、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

(ア) 本新株予約権の払込金額の算定に際しては、独立した第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されること

(イ) 独立した第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式の数（10,879,400株）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（10,879,400株）を合算した総株式数は21,758,800株（議決権数217,588個）であり、2023年6月30日現在の当社発行済株式総数63,664,200株及び議決権数636,253個を分母とする希薄化率は34.18%（議決権ベースの希薄化率は34.20%）に相当します。また、当社が2019年7月29日付で発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第2回無担保転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の全てが行使された場合に交付される株式数1,968,988株（議決権19,689個）、本株式の数（10,879,400株）及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（10,879,400株）の合計は23,727,788株であり、2023年6月30日現在の当社発行済株式総数63,664,200株及び議決権数636,253個を分母とする、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債が全て行使された場合の希薄化率は37.27%（議決権ベースの希薄化率は37.29%）に相当します。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

また、①本資金調達において、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に発行される総株式数に本株式の数を加えた株式数合計21,758,800株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高は1,301,512株であり、一定の流動性を有していることから、希薄化が株主の皆様にも与える影響を考慮してもなお、本資金調達には必要性及び相当性が認められると考えております。

なお、「10. 企業行動規範上の手続き」に記載のとおり、本第三者割当の希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、「10. 企業行動規範上の手続き」に記載のとおり、本第三者割当につき、必要性及び相当性が認められるとの意見を表明しております。かかる観点からも、本第三者割当による資金調達に係る株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①Maven

① 名 称	Maven Investment Partners Ltd		
② 所 在 地	Level 7, 155 Bishopsgate, London, England, EC2M 3TQ		
③ 代表者の役職・氏名	Group CEO and Head of Trading Ian Toon		
④ 事 業 内 容	投資		
⑤ 資 本 金 の 額	£1		
⑥ 設 立 年 月 日	2011年2月1日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	200,000株		
⑧ 決 算 期	6月30日		
⑨ 従 業 員 数	33人		
⑩ 主 要 取 引 先	該当ありません。		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	Barclays Bank PLC		
⑫ 大株主及び持株比率	Maven Securities Limited 100%		
⑬ 当 社 と の 関 係 等			
資 本 関 係	該当ありません。		
人 的 関 係	該当ありません。		
取 引 関 係	該当ありません。		
関 連 当 事 者 へ 該 当 状 況	該当ありません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：£)		
決 算 期	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
純 資 産	25,041,422	87,766,281	32,490,445
総 資 産	579,933,184	1,042,060,770	882,959,435
1株当たり純資産	120.1	438.83	162.45
売 上 高	47,606,286	176,709,879	14,903,422
営 業 利 益	17,288,403	99,908,589	△55,689,917
当 期 利 益	15,881,427	87,724,859	△55,275,836
1株当たり当期利益	79.41	438.62	△276.38
1株当たり配当金	247	125	-

(注1) 当社は、割当予定先との間で締結する本買取契約において、Maven から、Maven、その役員及び主要株主が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、Maven、その役員及び主要株主について、反社会的勢力であるか否か、並びに Maven、その役員及び主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、2023年7月10日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、Maven、その役員若しくは主要株主が反社会的勢力である、又は Maven、その役員若しくは主要株主

が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、Maven、その役員及び主要株主が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(注2) Maven はバイオテクノロジー業界を支援する投資家であります。同社はグローバルなバイオテクノロジー企業に1億米ドル以上の投資を行っています。

②CVI

(1) 名称	CVI Investments, Inc.	
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組成目的	投資	
(5) 組成日	2015年7月1日	
(6) 出資の総額	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	グループ会社である外国法人が保有しております。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	Heights Capital Management, Inc.
	所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート715、1201N オレンジストリート、ワン・コマース・センター
	代表者の役職・氏名	Investment Manager Martin Kobinger
	事業内容	投資
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当ありません。
	所在地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事業内容	該当ありません。
	資本金	該当ありません。
(10) 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当ありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との関係	該当ありません。

(注1) 2023年7月19日現在のものであります。なお、非公開のファンドであるCVIに関する一部の情報については、当社取締役執行役 CFO リチャード・キンケイドが Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて Investment Manager である Martin Kobinger 氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。また、CVI が開示の同意を行わない理由につきましては、資本構成や資本金・出資金の情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

(注2) 当社は、割当予定先との間で締結する本買取契約において、CVI から、CVI 及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、CVI 及びその業務執行組合員について、反社会的勢力であるか否か、並びに CVI 及びその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、2023年7月3日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、CVI 若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力である、又は CVI 若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、CVI 並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(注3) 世界最大級の金融コングロマリットである Susquehanna International Group に属する共

通支配下の会社の一つであり、Susquehanna International Group に属する会社（CVI を含む。）において 100 件を超えるバイオテクノロジーへの投資及び資産運用の実績を有しています。

③Panview

(1) 名称	Panview Asian Equity Master Fund	
(2) 所在地	P. O. Box 309 Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104	
(3) 設立根拠等	Mutual Fund	
(4) 組成目的	投資	
(5) 組成日	2019年7月30日	
(6) 出資の総額	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	Panview Capital
	所在地	NIT 2802, 28/F, THE CENTRIUM, 60 WYNDHAM STREET, CENTRAL, HONGKONG
	代表者の役職・氏名	Ryan Thall, CIO
	事業内容	資金運用
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当ありません。
	所在地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事業内容	該当ありません。
	資本金	該当ありません。
(10) 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当ありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との関係	該当ありません。

(注1) 2023年7月19日現在のものであります。なお、非公開のファンドであるPanviewに関する一部の情報については、当社取締役執行役 CFO リチャード・キンケイドがPanviewの業務執行組合員であるPanview CapitalのCIOであるRyan Thall氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。また、Panviewが開示の同意を行わない理由につきましては、資本構成や資本金・出資金の情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

(注2) 当社は、割当予定先との間で締結する本買取契約において、Panviewから、Panview及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、Panview及びその業務執行組合員について、反社会的勢力であるか否か、並びにPanview及びその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、2023年7月10日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、Panview若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力である、又はPanview若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、Panview並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(注3) Panviewはアジア企業へのファンダメンタル投資で優れたリターンの実績を築いてきたファンドであります。

④Gemseki

(1) 名称	Gemseki 投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都中央区明石町 8-1 聖路加タワー28階	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	ヘルスケア・ライフサイエンス関連企業への投資	
(5) 組成日	2020年8月3日	
(6) 出資の総額	11億円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	株式会社 Gemseki
	所在地	東京都中央区明石町 8-1 聖路加タワー28階
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 浅沼 良晴
	事業内容	創薬シーズの導出・導入の仲介投資（ベンチャーキャピタル）業務
(9) 国内代理人の概要	資本金	12,500千円
	名称	該当ありません。
	所在地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
(10) 当社と当該ファンドとの関係	事業内容	該当ありません。
	資本金	該当ありません。
	当社と当該ファンドとの関係	該当ありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との関係	該当ありません。

(注1) 2023年7月19日現在のものであります。非公開のファンドである Gemseki に関する一部の情報については、当社取締役執行役 CFO リチャード・キンケイドが Gemseki の業務執行組合員である株式会社 Gemseki の代表取締役社長 浅沼 良晴氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。また、Gemseki が開示の同意を行わない理由につきましては、資本構成の情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

(注2) 当社は、割当予定先との間で締結する本買取契約において、Gemseki から、Gemseki 及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、Gemseki 及びその業務執行組合員について、反社会的勢力であるか否か、並びに Gemseki 及びその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、2023年7月10日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、Gemseki 若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力である、又は Gemseki 若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、Gemseki 並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(注3) Gemseki は2020年8月の組成からヘルスケア、ライフサイエンス系企業への投資を精力的に実施しており、2022年末時点で海外企業含む10件を超える投資実績を有しています。

⑤Benjamin Ferguson

(1) 氏名	Benjamin Ferguson
(2) 住所	東京都港区
(3) 職業の内容	個人投資家
(4) 上場会社と当該個人との関係	

資本関係	該当ありません。
人的関係	該当ありません。
取引関係	該当ありません。

(注) 当社は、割当予定先との間で締結する本買取契約において、Benjamin Ferguson から、Benjamin Ferguson が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、Benjamin Ferguson について、反社会的勢力であるか否か、並びに Benjamin Ferguson が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、2023年7月11日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、Benjamin Ferguson が反社会的勢力である、又は Benjamin Ferguson が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、Benjamin Ferguson が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑥James Paradise

(1)	氏名	James Paradise
(2)	住所	イギリス ロンドン
(3)	職業の内容	個人投資家
(4)	上場会社と当該個人との関係	
	資本関係	当社の株主であります。
	人的関係	当社の元取締役であります。
	取引関係	該当ありません。

(注) 当社は、割当予定先との間で締結する本買取契約において、James Paradise から、James Paradise が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、James Paradise について、反社会的勢力であるか否か、並びに James Paradise が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、2023年7月11日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、James Paradise が反社会的勢力である、又は James Paradise が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、James Paradise が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑦鍵本忠尚

(1)	氏名	鍵本忠尚
(2)	住所	東京都港区
(3)	職業の内容	会社役員
(4)	上場会社と当該個人との関係	
	資本関係	当社の主要株主である筆頭株主であります。
	人的関係	当社の取締役代表執行役社長 CEO であります。
	取引関係	該当ありません。

(注) 当社は、割当予定先との間で締結する本買取契約において、鍵本忠尚から、鍵本忠尚が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、鍵本忠尚について、反社会的勢力であるか否か、並びに鍵本忠尚が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、2023年7月11日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、鍵本忠尚が反社会的勢力である、又は鍵本忠尚が反社会的勢力と何らかの関係

を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、鍵本忠尚が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑧リチャード・キンケイド

(1)	氏名	リチャード・キンケイド
(2)	住所	東京都港区
(3)	職業の内容	会社役員
(4)	上場会社と当該個人との間の関係	
	資本関係	当社の株主であります。
	人的関係	当社の取締役執行役 CFO であります。
	取引関係	該当ありません。

(注) 当社は、割当予定先との間で締結する本買取契約において、リチャード・キンケイドから、リチャード・キンケイドが反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、リチャード・キンケイドについて、反社会的勢力であるか否か、並びにリチャード・キンケイドが反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに調査を依頼し、2023年7月11日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、リチャード・キンケイドが反社会的勢力である、又はリチャード・キンケイドが反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、リチャード・キンケイドが反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載した各資金用途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、当社執行役 CFO のリチャード・キンケイドが人的ネットワークを活用し、当社の事業内容に精通する限定された複数の機関投資家及び個人投資家にファイナンスの相談を行ったところ、2023年5月頃当社における成長投資継続のための資金調達をより具体的に検討する運びとなり、協議を行った結果中長期的な投資を保有方針として持っている点を重視して、Maven、CVI、Panview、Gemseki、Benjamin Ferguson 及び James Paradise を割当予定先として選定し、具体的な資金調達提案を受けるに至りました。また、鍵本忠尚、リチャード・キンケイドは、当社役員として当社の置かれた事業環境及び財務状況等を最も良く理解しており、今後も引き続き当社経営を遂行し、当社の中長期的な企業価値向上に対するコミットメントを示す観点から、引受意向があったことから割当予定先として選定しました。本資金調達のスキームについて、各割当予定先の属性を含め当社内にて協議・検討しましたが、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達ができることや、各割当予定先は投資家として保有資産も潤沢であり、中長期的な投資を保有方針として持っている点を重視して、今般の資金調達の各割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本資金調達のスキームを採用し、各割当予定先を決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① Maven

本証券について、当社と Maven との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。当社執行役 CFO のリチャード・キンケイドが、Maven の保有方針は純投資であり、中長期で保有する方針であると口頭で確認しております。なお、Maven は、当社にとって将来の成長を加速するための資本パートナーとなると考えております。

② CVI

本証券について、当社と CVI との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。当社執行役 CFO のリチャード・キンケイドが、CVI の保有方針は純投資であり、中長期で保有する方針で

あると口頭で確認しております。なお、CVI は、当社にとって将来の成長を加速するための資本パートナーとなると考えております。

③ Panview

本証券について、当社と Panview との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。当社執行役 CFO のリチャード・キンケイドが、Panview の保有方針は純投資であり、中長期で保有する方針であると口頭で確認しております。なお、Panview は、当社にとって将来の成長を加速するための資本パートナーとなると考えております。

④ Gemseki

本証券について、当社と Gemseki との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。当社執行役 CFO のリチャード・キンケイドが、Gemseki の保有方針は純投資であり、中長期で保有する方針であると口頭で確認しております。なお、Gemseki は、当社にとって将来の成長を加速するための資本パートナーとなると考えております。

⑤ Benjamin Ferguson

本証券について、当社と Benjamin Ferguson との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。当社執行役 CFO のリチャード・キンケイドが、Benjamin Ferguson の保有方針は純投資であり、中長期で保有する方針であると口頭で確認しております。なお、Benjamin Ferguson は、当社にとって将来の成長を加速するための資本パートナーとなると考えております。

⑥ James Paradise

本証券について、当社と James Paradise との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。当社執行役 CFO のリチャード・キンケイドが、James Paradise の保有方針は純投資であり、中長期で保有する方針であると口頭で確認しております。なお、James Paradise は、当社にとって将来の成長を加速するための資本パートナーとなると考えております。

⑦ 鍵本忠尚

本証券について、当社と 鍵本 忠尚 との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。鍵本忠尚は今後も引き続き取締役代表執行役社長 CEO として当社の将来的な企業価値の向上に向けて経営を遂行することを確認しており、中長期で保有する方針であると口頭で確認しております。

⑧ リチャード・キンケイド

本証券について、当社とリチャード・キンケイドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。リチャード・キンケイドは今後も引き続き当社執行役 CFO として当社の将来的な企業価値の向上に向けて経営を遂行することを確認しており、中長期で保有する方針であると口頭で確認しております。

また、当社は、各割当予定先から、割当予定先が本株式に係る払込期間末日から 2 年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、それぞれ確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① Maven

当社は、Maven から、現時点で入手可能な直近の監査済み財務諸表（2022 年 6 月期）を受領しており、Maven に割り当てられる本証券の発行及び本新株予約権の行使に係る払込みのために十分な財産である現金及び現金同等物を有していることを確認しております。もっとも、2022 年 6 月期以降の財務諸表は確認ができておりません。

② CVI

当社は、CVI から、現時点で入手可能な直近の監査済み財務諸表（2022 年 12 月期）を受領しており、CVI に割り当てられる本証券の発行及び本新株予約権の行使に係る払込みのために十分な財産である現金化可能な流動資産を有していることを確認しております。もっとも、2022 年 12 月期以降の財務諸表は確認ができておりません。

③ Panview

当社は、Panview から、現時点で入手可能な直近の監査済み財務諸表（2022 年 12 月期）を受領しており、Panview に割り当てられる本証券の発行及び本新株予約権の行使に係る払込みのために十分な財産である現金及び現金同等物を有していることを確認しております。もっとも、2022 年 12 月期以降の財務諸表は確認ができておりません。

④ Gemseki

当社は、2023 年 7 月 13 日時点の預金の残高証明書を受領しており、Gemseki に割り当てられる本証券の発行に係る払込みに十分な財産である預金を有していることを確認しております。本新株予約権の行使に係る払込資金については組合契約を締結している投資家からの追加出資により調達予定であることを口頭で確認しております。

⑤ Benjamin Ferguson

当社は、Benjamin Ferguson の 2023 年 6 月 30 日時点の預金明細書及び証券口座の資産残高の写しを受領し、Benjamin Ferguson に割り当てられる本証券の発行及び本新株予約権の行使に係る払込みに十分な財産である預金を有していることを確認しております。

⑥ James Paradise

当社は、James Paradise の 2023 年 7 月 8 日時点の証券口座の資産残高の写しを受領し、James Paradise に割り当てられる本証券の発行及び本新株予約権の行使に係る払込みに十分な財産である預金を有していることを確認しております。

⑦ 鍵本忠尚

当社は、鍵本忠尚と、同氏が代表取締役を務めるアキュメン株式会社との間で金銭消費貸借契約を締結する予定であり、本証券の払込みに必要となる資金の全部について、払込原資が借入金であることを確認しております。貸付を行う当該法人が払込みに必要となる資金を超える資産を保有していることを同法人名義の証券口座に係る 2023 年 7 月 13 日付の残高証明書を受領することにより確認しております。当該資産の売却により、当該貸付のための資金を確保する予定であること、また、新株予約権の行使に係る払込資金は金融機関からの借入等により確保する予定であることを口頭で確認しております。

⑧ リチャード・キンケイド

当社は、リチャード・キンケイドの 2023 年 7 月 12 日時点の預金明細書及び証券口座の資産残高の写しを受領し、リチャード・キンケイドに割り当てられる本証券の発行に係る払込みに十分な財産である預金を有していることを確認しております。本新株予約権の行使に係る払込資金については金融機関からの借入等により確保する予定であることを口頭で確認しております。

(5) ロックアップについて

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込日後 180 日目の日までの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、以下の行為を行わない旨を合意しています。

- ① 当社普通株式その他資本性証券又は当社普通株式その他資本性証券に転換若しくは交換されうる若しくは当社普通株式その他資本性証券のために行使されうる証券（以下、個別に又は総称して「ロックアップ対象証券」といいます。）の発行等を行うこと
- ② ロックアップ対象証券の所有権又はその経済的効果を移転させるデリバティブ取引その他の取引をすること
- ③ 当社普通株式その他資本性証券、又は当社普通株式その他資本性証券に転換若しくは交換され得る証券、当社普通株式その他資本性証券のために行使され得る証券、若しくは当社普通

株式その他資本性証券を引き受ける権利若しくはこれら買い取る権利が付属している証券を預託受託機関に預託すること

④ 上記①乃至③のいずれかの行為をする予定があることを公表すること

但し、本買取契約において、以下の行為が上記の制限から除かれる旨が定められています。

① 当社普通株式の株式分割又は無償割当てによる当社普通株式の発行

② 本買取契約の締結日時点で発行済みの新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付

③ 本証券の発行

④ 当社又は当社の子会社若しくは関連会社の従業員若しくは取締役へのインセンティブとしてのロックアップ対象証券の発行又は交付（但し、インセンティブとして発行又は交付されている当社普通株式とストック・オプションの行使により交付され得る当社普通株式の数の合計が当該発行又は交付の時点の当社発行済株式総数の5%を超えない場合に限り。）

⑤ 第三者との業務提携（継続中の業務提携に限らず、新規又は潜在的な業務提携を含みます。）に関連したロックアップ対象証券の発行又は交付（製薬会社又は製薬業界におけるサービスを提供している会社により運営されるコーポレート・ベンチャー・キャピタルに対するロックアップ対象証券の発行又は交付を含みますが、純投資目的の投資家に対するロックアップ対象証券の発行又は交付は除きます。）

⑥ 法令又は規則により必要とされる当社普通株式の発行又は交付

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2023年6月30日現在）	
氏名	持株比率（%）
鍵本 忠尚	44.56%
株式会社ニコン	2.41%
住友ファーマ株式会社	2.36%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	1.92%
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	1.47%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.41%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	0.83%
野村信託銀行株式会社（信託口 2052261）	0.82%
竹田 英樹	0.79%
三浦 成陽	0.76%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2023年6月30日現在の株主名簿を基に作成しており、2023年7月1日以降に生じた持株比率の変動は反映しておりません。
2. 本証券については、当社と各割当予定先との間で長期保有を約していないため、本株式及び本新株予約権に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、各割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件のほかに新株式発行、自己株式処分、自己株式取得を行わないと仮定した場合、各割当予定先の権利行使後の所有株式数及びかかる権利行使後の各割当予定先の所有議決権数の総議決権数に占める割合は次のとおりであります。

割当予定先	本新株予約権に係る 権利行使後の所有株式数	本新株予約権に係る 権利行使後の所有議決権数の 総議決権数に占める割合
Maven	12,173,800株	14.26%
CVI	5,600,000株	6.56%
Panview	1,086,800株	1.27%
Gemseki	362,200株	0.42%
Benjamin Ferguson	724,600株	0.85%
James Paradise	774,600株	0.91%
鍵本忠尚	29,092,600株	34.07%
リチャード・キンケイド	368,600株	0.43%

3. 持株比率及び各割当予定先の本株式の割当後及び本新株予約権に係る権利行使後の所有議決権数の総議決権数に占める割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 2022年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co) 及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバースーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited) が2022年5月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・ アンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1グリーンサ イド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	567,400	1.03

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
(Baillie Gifford & Co)			
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1 グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	72,800	0.13

5. 2022年8月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同保有者であるゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International) が2022年7月29日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	18,500	0.03
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	Plumtree Court, 25 Shoe Lane, London EC4A 4AU, United Kingdom	258,488	0.47

6. 2022年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー (Nomura International Plc) が2022年12月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,304,321	3.64
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	112,600	0.18

7. 2023年7月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるJPモルガン証券株式会社、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities Plc)、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー (J.P. Morgan Securities LLC) が2023年6月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号	1,960,000	3.08
JP モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号	10,886	0.02
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities Plc)	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート 25	1,201,409	1.89
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー (J.P. Morgan Securities LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソン・アベニュー383 番地	104,700	0.16

9. 今後の見通し

今期の業績予想は未公表であり、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに公表いたします。

10. 企業行動規範上の手続き

本株式の数 10,879,400 株に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 10,879,400 株を合算した総株式数 21,758,800 株に係る議決権数 217,588 個については、当社の総議決権数 636,253 個 (2023 年 6 月 30 日現在) に占める割合が 34.20% と 25% 以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、本第三者割当のうち新株予約権による資金調達については、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑み、また、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ 2 か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である加本亘氏 (ホーガン・ロヴェルズ法律事務所)、当社の監査委員である樫井正剛氏と当社の監査委員である余語裕子氏の 3 名によって構成される第三者委員会 (以下「本第三者委員会」といいます。) を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を 2023 年 7 月 19 日付で入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

意見の結論

本第三者割当について必要性及び相当性が認められるものと考えます。

結論に至った理由

① 必要性

発行会社の説明によれば、主に以下の 4 点のために資金調達が必要であるとのこと。まず、第一に、HLCM051 の開発資金の調達です。すなわち発行会社は、体性幹細胞再生医薬品の開発パイプライン (開発コード:HLCM051) として、脳梗塞急性期ならびに ARDS を対象とした治療薬開発を進めております。具体的には、脳梗塞急性期の治療薬開発に対しては、今後 PMDA との協議が進み、グローバル治験への参加等あらたな開発費用を要する臨床試験を実施する可能性があり、その場合の開発費

を調達する必要があるとのことです。また、肺炎を原因疾患とした ARDS 患者を対象に、第Ⅱ相試験（治験名称：ONE-BRIDGE 試験）を実施し、2021年に当該試験において、有効性及び安全性について良好な結果が示され、その後、PMDAと追加試験に関する試験概要についての合意が得られて、治験開始に向けた準備を開始しております。次の臨床試験を推進するために、株式会社プロセルキュアを2023年7月中旬に発行会社子会社として設立予定であり、その事業費として、発行会社は、Saisei Ventures LLCとの間で、2023年7月6日に、同社が運営するファンドから株式会社プロセルキュアに対して10億円以上の出資の検討を行うこと、及び、同社が株式会社プロセルキュアの補助金を活用した資金調達等に関するサポートを行うことについて、発行会社と基本合意書を締結しております。これらの調達を通じて研究開発資金の一部を確保予定ではあるものの、発行会社としても本製品の上市に向けて開発費を調達する必要があるとのことです。具体的な金額としては、2023年8月から2027年12月までの支出をカバーするために、約10億円の資金調達が必要とのことです。そして第二に、eNK[®]細胞及び次世代 eNK[®]細胞の研究開発資金の調達が必要とのことです。すなわち発行会社は遺伝子編集技術により特定機能を強化したNK細胞（eNK[®]細胞 開発コード：HLCN061）を用いた独自のがん免疫療法の研究を進めており、数年来の研究の成果が現れつつあるとのことで、2023年、日本再生医療学会や米国遺伝子・細胞治療学会にて、研究結果を発表しております。さらに次世代 eNK[®]細胞として CAR-eNK[®]細胞の研究も進めています。発行会社は、eNK[®]細胞の研究・開発を加速することを目的に、そのための資金の一部として Saisei Ventures LLC と今後新たに設立する予定の発行会社子会社に対して、最大20億円の出資の検討を行うこと等に関する基本合意書を締結しております。これらの調達を通じて研究開発資金の一部を確保予定ではあるものの、eNK[®]細胞の研究に関しての治験実施に係る開発費用ならびに CAR-eNK[®]細胞の研究費用として2023年8月から2027年12月までに約10億円の資金を必要とするとのことです。さらに第三として、発行会社が過去に発行した社債の償還資金を確保する必要があるとのことです。具体的には発行会社が発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債部分について2024年7月に償還期日を迎えるため、その償還資金として新たに約15億円を調達することが必要です。最後に第四として、管理部門の人件費等の運営資金が必要です。具体的には、2023年8月から2027年12月までの運営資金として約32億1,500万円を調達する必要があるということです。以上の発行会社の説明を受けて、当委員会は、今回の資金調達を行わなければ、発行会社において企業価値を維持できなくなる可能性があることを認識しました。したがって、当委員会は、本件第三者割当の必要性が認められるものと考えます。

②相当性

(1) 他の資金調達手段との比較

発行会社の説明によれば、発行会社は、他の資金調達手段として、以下のとおり検討したとのことです。

- (ア) 公募増資について、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあることと、一般投資家の参加率が不透明であるために十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であることから、適当でないと考えたとのことです。
- (イ) 株主割当増資について、割当先である既存投資家の参加率が不透明であるため十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であるから適当でないと判断したとのことです。
- (ウ) 転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）について、一般的には転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいことから適当でないと判断したとのことです。
- (エ) 行使価額修正条項付の新株予約権について、行使価額が下方修正されることも想定されるので、現状の株価水準よりも低い価格での行使がなされ、資金調達の金額が当初の予定を下回ることもありうることから適当ではないと判断したとのことです。
- (オ) コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシュー

ーについては、発行会社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

(カ) 社債及び借入れによる資金調達について、財務健全性指標が低下する点で適当ではないと判断したとのことです。

(2) 割当先について

本第三者委員会は、各割当予定先について、発行会社が調査会社（株式会社セキュリティー&リサーチ）から取得した調査報告書（2023年7月3日、10日又は11日付）を検討し、深刻な問題がないことを確認しました。さらに発行会社が各割当予定先の資産状況について調査し、本第三者割当のために十分な資金を保有していることを確認した事実を本第三者委員会は認識しております。以上を踏まえて、本第三者委員会は、割当予定先の相当性について認められると考えます。

(3) 発行条件について

本第三者委員会は、まず本新株予約権について、発行価額の相当性を検討しました。この点、発行会社によれば本新株予約権の発行価額は評価額の範囲内で定められるというので、評価額が相当であれば発行価額が相当といえるものと考えて、評価額が相当か否かを検討しました。検討手法として、株式会社ブルータス・コンサルティングが作成した評価報告書を検討し、同社の担当者に対して質疑応答を実施しました。この結果、本第三者委員会は、本新株予約権の評価額の相当性について問題を見出しておりません。次に本株式について、発行価額の相当性を検討しました。この点、発行会社によれば本株式の発行価額は以下の点が考慮されつつ確定されるということであり、その限りでは発行価額も相当であると考えております。

(ア) 本株式の発行価額は、直近の当社株式の価値を表す客観的な値である発行決議日の直前営業日における売買高加重平均価格を基準としていること。

(イ) 発行決議日の直前営業日における売買高加重平均価格に対する10%のディスカウント率について不合理ではないと評価していること。

(ウ) 日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも配慮していること。

更に、本第三者委員会は、発行価額以外の発行条件についても相当性を検討するべく、発行会社と各割当予定先との間の契約書（「Securities Purchase Agreement」）のドラフトを検討し、その契約交渉過程において弁護士が発行会社の代理人として十分に関与していることも確認しました。したがって、本第三者委員会は、発行価額以外のその他の発行条件についても相当であると考えます。

(4) 希薄化について

発行会社の説明によれば、本第三者割当によって発行会社の株主は希薄化という不利益を被るものの、本第三者割当で調達した資金により発行会社の企業価値が損なわれることを阻止できる点で、発行会社の株主は希薄化を上回るメリットを享受することになるということです。この点、発行会社において、その有力なパイプラインを開発することや既存の社債を償還することのために資金調達を必要とする状況にかんがみれば、本第三者割当を実行しなければ発行会社のビジネスが極めて困難な状況に陥る可能性があると思われ、本第三者委員会としては、発行会社の説明に合理性を見出し、本第三者割当についてこの観点からも相当性が認められるものと考えます。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、2023年7月19日開催の取締役会において、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

(※) 当社と加本亘氏（ホーガン・ロヴェルズ法律事務所）の間には顧問契約を含め、一切取引をした事実はなく、独立性は確保されています。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
売上収益	27	41	90
税引前当期損失(△)	△5,378	△4,462	△5,330
親会社の所有者に帰属する 当期損失(△)	△5,512	△4,910	△5,169
基本的1株当たり当期損失(△)(円)	△107.20	△93.36	△90.67
1株当たり配当額(円)	—	—	—
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	151.82	156.65	69.33

(注) 2020年12月期より、国際会計基準により連結財務諸表を作成しております。

(2) 現時点における発行済株式総数及び潜在株式数の状況(2023年3月31日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	63,654,200株	100.00%
現時点の行使価額 における潜在株式数	4,128,888株	6.49%

(注) 上記潜在株式はストックオプション及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債によるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
始値	1,458円	1,963円	1,281円
高値	2,216円	2,557円	1,302円
安値	1,036円	1,185円	247円
終値	1,967円	1,283円	268円

② 最近6か月間の状況

	2023年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	314円	328円	325円	292円	285円	272円
高値	384円	398円	344円	316円	320円	332円
安値	296円	304円	285円	272円	268円	264円
終値	334円	326円	285円	287円	273円	301円

(注) 2023年7月の株価については、2023年7月18日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年7月18日
始値	317円
高値	318円
安値	300円
終値	301円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 有償一般募集(海外募集による新株式の発行)

払込期日	2021年9月30日
調達資金の額	6,782,985,000円

募集時における発行済株式総数	51,828,800株
当該募集による発行株式数	3,300,000株
発行時における当初の資金使途	① 「HL051」の製造販売承認を見据えた、商用製造の体制構築に係る費用 ② 当社独自のNK細胞を中心としたパイプラインの研究開発に係る費用 ③ 人件費等の運転資金
発行時における支出予定時期	2021年9月から2023年12月までに充当
現時点における充当状況	① 「HL051」の製造販売承認を見据えた、商用製造の体制構築に係る費用約20億円は、現時点において約16億円を充当し、商用製品の製造候補先へ製造方法の技術移転、製造候補先での製造プロセス検証等の準備を進めました。承認申請に向け今回新たに実施する予定の臨床試験においては従来製造法とは異なる技術により製造された治験薬を利用する予定です。そのため、商用製造に向けた製造準備として製造委託先への本技術に関する技術移転等を要する予定であり、引き続き未充当額である約4億円は製造委託先での商用製造の体制構築に係る費用として充当することとしております。 ② 当社独自のNK細胞を中心としたパイプラインの研究開発に係る費用約30億円は、当初の予定どおり全額充当しております。 ③ 人件費等の運転資金約18億円は、現時点において約17億円を充当しております。2023年12月までには全額充当する予定です。

② 第三者割当による第18回新株予約権の発行

払込期日	2022年8月3日
発行新株予約権数	82,000個
発行時における調達予定資金の額	2,947,330,000円（差引手取概算額）
発行価額	新株予約権1個につき165円（総額13,530,000円）
募集時における発行済株式総数	55,147,900株
当該募集による潜在株式数	8,200,000株
現時点における行使状況	8,200,000株
現時点における調達した資金の額	2,249,202,850円（差引手取概算額）
割当先	野村証券株式会社
発行時における当初の資金使途	eNK [®] 細胞を用いたパイプラインの研究開発に係る費用
発行時における支出予定時期	2022年8月から2025年8月までに充当
現時点における充当状況	現時点において約2億円を充当しております。2025年8月までには全額充当する予定です。

③ 第三者割当による新株式の発行

払込期日	2022年11月7日
------	------------

調達資金の額	95,031,600円（差引手取概算額）
発行価額	1株当たり332円
募集時における発行済株式総数	55,147,900株
当該募集による発行株式数	301,300株
割当先	佐竹マルチミクス株式会社
発行時における当初の資金使途	eNK [®] 細胞を用いたパイプラインの研究開発に係る費用
発行時における支出予定時期	2022年11月から2025年8月までに充当
現時点における充当状況	現時点において未充当ではありますが、2025年8月までに全額充当する予定です。

以上

(別紙1)

株式会社ヘリオス
普通株式発行要項

1. 募集株式の種類
当社普通株式
2. 募集株式の数
10,879,400株
3. 払込金額
1株につき276円
4. 払込金額の総額
3,002,714,400円
5. 増加する資本金及び増加する資本準備金の額
増加する資本金の額 1,501,357,200円
増加する資本準備金の額 1,501,357,200円
6. 募集の方法
第三者割当ての方法により、新株式を以下のとおり割り当てる。

Maven Investment Partners Ltd	6,086,900株
CVI Investments, Inc.	2,800,000株
Panview Asian Equity Master Fund	543,400株
Gemseki 投資事業有限責任組合	181,100株
Benjamin Ferguson	362,300株
James Paradise	362,300株
鍵本忠尚	362,300株
Richard Kincaid	181,100株
7. 払込期間
2023年8月7日から2023年8月9日

(別紙 2)

株式会社ヘリオス第 21 回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ヘリオス第 21 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

2023 年 8 月 4 日

3. 割当日

2023 年 8 月 7 日

4. 払込期日

2023 年 8 月 9 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、本新株予約権を以下のとおり割り当てる。

Maven Investment Partners Ltd	60,869 個
CVI Investments, Inc.	28,000 個
Panview Asian Equity Master Fund	5,434 個
Gemseki 投資事業有限責任組合	1,811 個
Benjamin Ferguson	3,623 個
James Paradise	3,623 個
鍵本忠尚	3,623 個
Richard Kincaid	1,811 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 10,879,400 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合 (以下「株式分割等」と総称する。) を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 前号に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(3)号及び第(7)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(3)号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

108,794 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 43,517,600 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 4 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) は、当初 340 円とする。

10. 行使価額の修正

該当事項なし。

11. 行使価額の調整

(1) 本新株予約権の発行後、次の各事由が生じる場合、行使価額は次に定めるところにより調整される。

① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。)) の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) において、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額に適用割増率 (以下に定義される。) を乗じて得られる金額 (以下「割増率適用後払込金額」という。) が、本号①において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回るとき、行使価額は当該割増率適用後払込金額と同額に調整される。

「適用割増率」とは、次に定める算式により計算される値をいう。

$$\text{適用割増率} = 1 + 23.5\% \times \frac{\text{調整後行使価額の適用開始日から (同日を含む。)} \\ \text{行使期間末日まで (同日を含まない。)} \text{の日数}}{\text{割当日から (同日を含む。)} \\ \text{行使期間末日まで (同日を含まない。)} \text{の日数}}$$

本号①に該当する場合、調整後行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。) 以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得請求権付株式等」と総称する。) を発行又は付与する場合 (無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。) において、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の本号③に定義する取得価額等が、本号②において調整後行使価額

の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回るとき、行使価額は当該取得価額等と同額に調整される。

本号②に該当する場合、調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合において、下方修正等が行われた後の取得価額等が、本号③において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該取得価額等と同額に調整される。

本号③に該当する場合、調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合において、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の払込金額の総額を交付される当社普通株式の総数で除して得られる金額が、本号④において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該金額と同額に調整される。

本号④に該当する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (2) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(3)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{ 払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (3) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ② 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合
調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (4) 当社は、本新株予約権の発行後、特別配当（以下に定義する。）の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、2028年5月9日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

- (5) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (6) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 株式分割等による行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(3)号③の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 特別配当による行使価額調整式で使用する時価は、当該剰余金の配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

④ 株式分割等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(3)号①の場合には、株式分割等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(7) 上記第(1)号、第(2)号及び第(4)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(8) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(1)号⑤及び上記第(3)号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年8月10日から2028年5月9日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

該当事項なし。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 築地支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表執行役 CEO に一任する。

以 上